

労務及び安全衛生管理等に関する誓約書

株式会社 アネスト	殿	(協力業者)
(工事名)		住 所
		会 社 名
		代 表 者
		電 話
	工事	

印

貴社の発注工事の下請施工に当たっては、貴社の工事請負契約約款による他労務及び安全衛生事項等について、労働基準法、労働安全衛生法等関係諸法令及び諸指針並びに貴社担当者の指示に従い貴社の安全協力会組織に加入すると共に下記事項を確認の上これを忠実に遵守することを誓約致します。

記

I 安全衛生関係

労働安全衛生法、安全衛生規則その他関係法令並びに貴社の作業所の所長主任及び関係職員の安全衛生に関する命令指示等を厳守するとともに、特に次の事項を確実に守ります。

- (1) 工事着手10日前までに安全衛生関係提出書類を調製し、提出いたします。尚内容変更の場合はその都度訂正致します。又念のため最低月1回は内容の確認を行い、ファイルに捺印します。
- (2) 工事着手迄に施行計画書(施工要領書)を提出し承認を得て工事に着手いたします。
- (3) 労働安全衛生法等にもとづいた各関係管理者、責任者、指揮者を選任し管理体制を確立いたします。
- (4) 毎月行われる、安全衛生協議会に参加し、決定事項については関係者に周知徹底をはかります。
- (5) 毎日行われる工事打合せに出席致します、又危険予知活動は必ず行います。
- (6) 健康診断(雇入れ時、定期、特殊)を実施すると共に日々の健康管理を怠らず実施します。
- (7) 整理整頓の励行、一作業一整理を実行いたします。
- (8) 免許、技能講習等の資格を必要とする業務には、必ずその有資格者をつかせます、と共に法定職務は勿論定められた職務を誠実に行わせます。
- (9) 法定の作業指揮者を必要とする業務には、十分な経験を有する熟練者を指名し、指揮させます。
- (10) 安全衛生教育を自主的に実施します。
① 雇入時教育 ② 作業内容変更時教育 ③ 特別教育 ④ 職長教育
特に新規入現者については、新規入場者届裏面記載の「安全高守事項」を十分教育いたします。

- (11) 当社持込機械、器具、車輛は法令で定められた構造規格を保持し、安全を確認したうえで使用します。また、持込時には必ず点検表により点検を行い、持込機械届出済証を受領するとともに日常及び定期の点検整備を実施いたします。
- (12) 持込電動機器は、感電防止上完全な物を使用し、分電盤への接続は貴社の規定又は担当職員の指示に従って、接続し使用中の配線、接地は完全に行います。
- (13) 工事現場内の火気使用に当たっては予め貴社の認可を受けたい責任者を定めて十分な後始末を行います。
- (14) 現場の巡視、安全パトロール等により指摘された要改善事項は直ちに改め、改善結果を貴社担当者に報告します。
- (15) 貴社の現場で行われる安全教育、打ち合せ等に積極的に参加する他、会社の自主的な教育打ち合せを行い安全対策の向上を図ります。
- (16) 火薬持ち込みで発破作業等を行う場合は、貴社より委任使用の許可を受け火薬類取締諸法規を高守し関係諸届出許可等を受けるとともにその管理を適切に行い特に盗難防止に完全を期します。
- (17) 使用労働者について保護帽、安全带その他所要の保護具を完全に着用させます、又使用させます。
- (18) 作業は安全措置先行で行います。

II 労災保健関係

- (1) 当社に死亡、重大災害或は災害が累発した場合は貴社のメ리트追納額を当社で負担します。
- (2) 保護帽の着用等諸法令で定められた安全対策事項を怠り貴社の安全指示を守らず自損的行為により災害を受けた場合は当社でその費用を負担する等適切な措置を採り貴社に一切の異議を申し立てません。

III 損害補償関係

- (1) 災害補償
私の直接使用労働者及び重層下請労働者の災害補償については私が労働基準法第87条の規定にもとづく使用者の責任を負うとともに、前記労働者の災害補償に関する折衝は一切私が行い、直接貴社に御迷惑はおかけしません。
- (2) 民事賠償等
労働災害等が発生した場合、被災者から逸失利益、慰謝料、休業損害等の損害賠償請求があった時は、貴社の指示が有る場合はその指示に従い、私の責任で一切処理・解決いたします。

(3) 補償等の負担

前2項の場合に於て、労災保険、自賠法、その他損害保険による補償等以外に支出を伴った場合で、当社及び重層下請に過失ある場合は当社でその支出額を負担致します。万一貴社に於て立替払いされた時は、当社支払代金より相殺されても意義ありません。

(4) 第三者災害の補償

当社及び重層下請において第三者損害を与えた場合は当社の責任において補償し、貴社に対し絶対に御迷惑をかけません。民事賠償の処理並びに補償費の負担についても前記2-(2)、(3)を準用した処理解決致します。

IV 賃金関係

(1) 賃金の支払

①労基法第24～28条の規定にしたがい、直接使用労働者の賃金は正しく計算し、確実に支払います。

②不必要な重層下請は、極力しないようにいたします。万一、下請させた場合も、使用した下請(以下重層下請といいます。)及び直接使用した労働者の労働賃金支払について、遅延、不払等が生じた時は、当社において処理解決し、貴社に御迷惑をおかけしません。

③万一、私が支払停止、手形・小切手について不渡処分を受けることなどの事由により労働賃金支払について遅延、不払等が生じ、各労働者が直接、貴社に請求した場合は、貴社の私に対する工事残代金が、当該不払労働賃金額等を控除してお支払い下さい。また貴社が立替払をされた時は、貴社の私に対する工事残代金と相殺されても異義ありません。

(2) 賃金台帳及び労働者名簿の調整

受注した下請工事に従事した労働者の賃金台帳は、労働基準法第108条の規定にしたがい適正に作成・保管し貴社から必要に応じ、原本又は写の提出を求められた場合にはいつでもこれを提出いたします。

労働者名簿についても労働基準法第107条の規定に従い、適正に作成、保管し、貴社から必要に応じ、原本又は写の提出を求められた場合にはいつでもこれを提出いたします。

重層下請の賃金台帳、労働者名簿の調整についても、充分指導監督し、貴社から要求があった場合はとりまとめて、提出いたします。

V 宿舍関係

貴社より宿舍を使用する場合は、労務宿舍賃貸借契約を締結し、これを遵守します。

VI 就業関係

(1) 備付種類

次の書類を必ず作成し事務所に備えつけておきます。尚、監督署に届出の必要ある書類は

届出の済んだものを備付けます。

(イ) 就業規則届 (ロ) 労働契約書(雇入通知書)

(ハ) 労働者名簿 (ニ) 出勤表

(ホ) 賃金台帳 (ヘ) 賃金の一部控除に関する協定書

(ト) 年齢証明書(18歳未満の労働者について)

(2) 貴社の許可無く次の事は致しません。

(イ) 工事現場内に建物施設を設置すること。

(ロ) 工事現場内の仮設建物足代等工事用施設物品を無断で使用、移転改修又は撤去すること

(ハ) 工事現場内で集会、文書の配布及び政治活動を行うこと。

(3) 次のような労働者を就業させません。若し該当する者がいた場合は直ちに退去させるなり矯正する等貴社の指示にしたがいます。

(イ) 指示命令にしたがわず勝手な行動をとる者。

(ロ) 保護具の着用を忌避し、又は安全上の指示にしたがわない者。

(ハ) 酒気を帯びた者、もしくは風紀を乱し又は他人に乱暴等迷惑を及ぼすおそれのある者。

(ニ) 事故頻発者。

(ホ) 心身に欠陥があり、作業に従事する事が不相当と思われる者。

(ヘ) 刑事犯罪者、その他特に作業の遂行に支障ある者で貴社より指示された者。

(ト) 貴社に対し、暴行行為、威圧的態度をとった者。

(チ) 外国人労働者については、出入国管理法等による在留資格により不法就労となる者。

(4) 雇用管理者の選任等

雇用改善法に基づき雇用管理責任者を選任し、氏名を明示します。

選任された雇用管理責任者は、建設労働者の募集、雇入れ、配置、技能の向上、環境の整備に関する事等、労働者の福祉の向上のため雇用改善をはかります。使用労働者に対しては、雇入通知書を交付し、雇用条件を明確にします。

VII その他

私が、直接使用いたしました労働者及び重層下請につきましては、上記の労働安全衛生等に関する約定事項を高守いたしますことはもちろんのこと、工事施工についても貴社との請負契約、現場説明事項、仕様書、図面、現場主任の指示に従って行ないます。又、再下請させる場合には、再下請契約届出書を貴社へ提出するものとします。(数次にわたる場合には順次上位請負者を經由)